

食安輸発第0218001号  
平成21年 2月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### フィリピン産おぐらの取扱いについて

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成21年2月5日付け食安輸発第0205004号）に基づき、農薬テブフェノジド、フルアジホップ及びメタミドホスについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、フィリピン政府において残留農薬に係る対策が講じられたことが確認されたことから、本日以降に輸入届出されるフィリピン産生鮮おぐらであって、別途指示するフィリピン政府の登録輸出業者から輸出されたものについては、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、登録輸出業者の確認は、フィリピン政府が発行する植物防疫証明書にて確認するようお願いします。

また、同通知の別表1を別添2のとおり改めます。